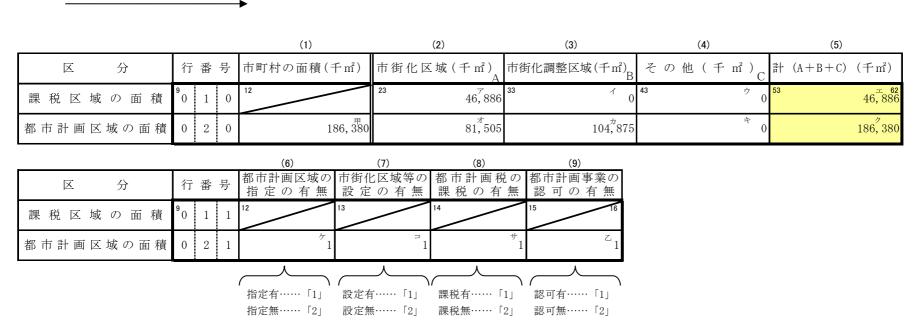


令和6年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市



地方公	公共団体コード	表番号
1 3	2 0 1 2	⁷ 5 2 8

第52表 納税義務者数に関する調

					(1)	(2)	(3)
Σ	区 分	行	番	号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個 人	90	1	0	118, 473	1,786	³² 116, 687
土地	法人	0	2	0	4, 089	283	3, 806
	計	0	3	0	122, 562	2, 069	120, 493
	個 人	0	4	0	161, 551	1,589	159, 962
家 屋	法 人	0	5	0	4, 899	101	4, 798
	計	0	6	0	166, 450	1, 690	164, 760
	個 人	0	7	0	184, 215	2, 859	181, 356
実 数	法 人	0	8	0	5, 928	364	5, 564
	計	0	9	0	190, 143	3, 223	186, 920

地	地方公共団体コード									
1	3	2	0	1	2	⁷ 5	3			

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

							(1)			1		(2)					(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市街	化	区	域	市後	f 化	調	整	区 域		そ	の	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12			37, 039	24					34					45 $$
地	地	その他	0	2	0				6, 623											⁷ 6, 623
の	等	小 計	0	3	0				43, 662						0				0	43, 662
地	月	豊 地	0	4	0				3, 001											⁹ / ₃ , 001
積 (千㎡)		計	0	5	0				46, 663					ツ	0				テ 0	46, 663
家床	木	造 家 屋	0	6	0			11,	911, 815											11, 911, 815
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0			15,	773, 590											15, 773, 590
の積 (㎡)		計	0	8	0			27,	685, 405					Ξ	0				3 3	27, 685, 405
土	宅	宅 地	0	9	0				179, 522											$17\overset{\bigstar}{9},522$
地	地	その他	1	0	0				18, 128											18, 128
の	等	小 計	1	1	0				197, 650						0				0	197, 650
筆	月 月	豊 地	1	2	0				7, 676											7, 676
数 (筆)		計	1	3	0			:	$205, \stackrel{\frown}{326}$					ホ	0				⁷ 0	205, 326
家屋	木	造家屋	1	4	0				111, 145											111, 145
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0				34, 721											34, 721
数 (棟)		計	1	6	0				145, 866					۵	0			-	, O	145, 866

地方公共団体コード	表番	争号
1 3 2 0 1 2	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)		(2)		(3	()			(4)	
	区		分		行	番	是	È	Ļ	定		価			格		
			<i>)</i>		11	,HI.		市街化区域(=	千円)	市街化調整区域(千円)	そ	の	他 (=			計	(千円)
		住	小規定	個 人	9 0	1	0	1, 811, 69	2, 240	24	34				45	1, 811	1,692,240
		宅	規規地	法人	0	2	0	203, 16	4,808							203	3, 164 [†] , 808
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	206, 13	9,008							206	5, 139, 008
土		地	用 般 地		0	4	0	6, 50	5, 550							(3, 505, 550
	地	非 用住	個 人住宅	. 非 用 地	0	5	0	228, 16	0, 913							228	$3, 160^{5}, 913$
		宅 地	法 人住宅	. 非 用 地	0	6	0	456, 75	0,723								5, 750, 723
地		小	計		0	7	0	2, 912, 41		0				0			2, 413, 242
		農	地		0	8	0	43, 30	2, 134							43	3, 302, 134
	Ž	ξ σ) 他	L	0	9	0	217, 32	9, 161							217	7, 329, 161
		計	 		1	0	0	3, 173, 04	4, 537	0				0		3, 173	3, 044, 537
家	木	造	家	屋	1	1	0	375, 53	5, 442							375	5, 535, 442
屋	木道	告 以 外	トの家	: 屋	1	2	0	907, 01	9, 479							907	7, 019, 479
/生		計	†		1	3	0	1, 282, 55	4, 921	0				0		1, 282	2, 554, 921
	合		計		1	4	0	4, 455, 59	9, 458	⁹ 0				a 0		4, 455	5, 599, 458

地	方々	〉共 🖔	団体:	ュー	ド	表番	子子
1	3	2	0	1	2	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域 (千円)	票 そ (準の他 (千円)	額 計 (千円) _A	· 実 定 税 率 · B	調 定 見 込 額 A×B(千円)
		住	小規		90	1	1	12 603, 244, 298	25	35		603, 244, 298	61	69 79/
		宅	模地	法人	0	2	1	67, 363, 502				67, 363, ⁵ 502		
	宅	用	一 住宅	個 人	0	3	1	137, 347, 139				137, 347, 139		
土		地	用 般 地	法人		4	1	4, 331, 084				4, 331, 084		
	地	非 用住	個 人住宅	非用地	0	5	1	150, 217, 125				$150, 217, \overset{\stackrel{>}{1}}{1}25$		
		宅地	法 人住宅	非用地	0	6	1	289, 119, 417				289, 119, [‡] 3		
地		小	計		0	7	1	1, 251, 622, 565	0		0	1,251,622,565		
		農	地		0	8	1	26, 626, $\overset{\circ}{7}$ 02				26, 626, 702		
	7	そ の	他	ı	0	9	1	141, 013, 901				141, 013, 901		
		計			1	0	1	1, 419, 263, 168	0		0	1, 419, 263, 168		
家	木	造	家	室	1	1	1	375, 529, 934				375, 529, 934		
屋	木油	告 以 外	. の 家	屋	1	2	1	906, 514, 768				906, 514, 768		
) 庄		計			1	3	1	1, 282, 044, 702			0	1, 282, 044, 702	/	/
	合		計		1	4	1	2, 701, 307, ^{t†} 870	€ 0		ь О	2, 701, 307, 870	0. 270 %	7, 293, 531

地	方:	公共	団体	コー	ド	表番	番号
1	3	2	0	1	2	7 5	5 ⁸

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

大型	(4) (5)		(3)	(2)	(1)				
##		課税標準額	決定価格	地 積	納税義務者	釆 早	行	—————————————————————————————————————	
### 1	(千円) (筆)			(千m²)		笛ク	11	<u>Б</u>	
## 日	2, 450, 437 ⁶⁹ 2, 166	12, 450, 437	³⁹ 18, 675, 656	638	1, 185	1 0	9 ()	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	
日本の 15以上の 35米商	2, 083, 124 1, 238					2 0	0	負担水準0 95以上1 0未満	一十二
日本						3 0	0	負担水準0.9以上0.95未満	
## 2								負担水準0.85以上0.9未満	特 和
度 担抗 (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の)			,	4	8		0		街。
世			49, 418	3	6			負担水準0.75以上0.8未満	1 2
度担水準の.5以上の.6未満	4, 209 5	4, 209	8,090	1	5	7 0	0	負担水準0.7以上0.75未満	
度担水準の.5以上の.6未満			5, 233		2		0	負担水準0.65以上0.7未満	定┃化年
古 日本地の 5以上の 5未満 1 1 1 0 2 7,761 2,947 1 1 1 0 2 7,761 2,947 1 1 1 0 2 7,761 2,947 1 1 1 1 2,852 953 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1					1	9 0	0		~
##					1	0 0	1		度
##					2		1		区
横					1		1		. 以
### (本) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表					1		1		市
情報 (本種の 3以上0, 35未満	23, 186 1	23, 186	77, 645	1	1		1		域前
##							1		133
大 良担水準0.15以上0.15未満 1 9 0 0 位担水準0.05以上0.15未満 2 0 0 0 位担水準0.05以上0.1未満 2 1 0 0 0 位担水準0.05以上0.1未満 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							1		会
大							1		街 農
世の							1		
(化							1		
Read									地
本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの 2 3 0 155 160 5,453,146 1,410,251 自担水準0.95以上1.0未満 2 4 0 自担水準0.95以上0.9未満 2 6 0 有負担水準0.85以上0.9未満 2 6 0 有負担水準0.85以上0.85未満 2 7 0 有負担水準0.75以上0.85未満 2 9 0 有負担水準0.75以上0.75未満 2 9 0 有負担水準0.65以上0.7未満 3 0 0 年 有担水準0.65以上0.65未満 3 1 0 有担水準0.65以上0.65未満 3 2 0 有担水準0.65以上0.65未満 3 2 0 有担水準0.65以上0.55未満 3 2 0 有担水準0.4以上0.45未満 3 6 0 有担水準0.4以上0.45未満 3 6 0 有担水準0.3以上0.35未満 3 7 0 有担水準0.3以上0.35未満 3 8 0 有担水準0.25以上0.35未満 3 9 0 有担水準0.25以上0.25未満 3 9 0 有担水準0.25以上0.25未満 4 0 0 有担水準0.15以上0.25未満 4 0 0 有担水準0.15以上0.15未満 4 1 0 有担水準0.15以上0.15未満 4 2 0 0 有担水準0.15以上0.15未満 4 2 0 0 有担水準0.15以上0.15未満 4 1 0 有担水準0.15以上0.15未満 4 2 0 0 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 0 1									
中						=	-		化
市	1, 410, 251 351	1, 410, 251	5, 453, 146	160	155			本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	
Tan								負担水準0.95以上1.0未満	一一一个
世									市
### ### ### #########################									反 和
世							_		
世									^{1 1 3 3 3 3 3 3 3 3}
大 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
度 (型型のでは、1000円間では、						-		复担水华0.65以上0.7木滴	1 ル年
農 負担水準0.5以上0.55未満 3 3 0 負担水準0.45以上0.5未満 3 4 0 負担水準0.4以上0.45未満 3 5 0 負担水準0.35以上0.4未満 3 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 3 7 0 負担水準0.2以上0.3未満 3 8 0 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.1以上0.2未満 4 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0									域 ''
度区 負担水準0.45以上0.5未満 3 4 0 負担水準0.4以上0.45未満 3 5 0 填担水準0.35以上0.4未満 3 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 3 7 0 負担水準0.2以上0.3未満 3 8 0 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.1以上0.2未満 4 0 0 人負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 4 1 0									度
農 以 負担水準0.4以上0.45未満 3 5 0 域後 負担水準0.3以上0.35未満 3 7 0 負担水準0.2以上0.3未満 3 8 0 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.1以上0.25未満 4 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 負担水準0.0以上0.15未満 4 1 0 負担水準0.0以上0.15未満 4 1 0									区
農 域後 負担水準0.35以上0.4未満 3 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 3 7 0 負担水準0.2以上0.3未満 3 8 0 農 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.1以上0.2未満 4 0 0 人 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0									
地 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.1以上0.25未満 負担水準0.1以上0.2未満 人 負担水準0.1以上0.15未満 组 3 7 0 3 8 0 9 0 4 0 0 地 負担水準0.1以上0.2未満 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0									典.
地 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.1以上0.2未満 人 担水準0.1以上0.15未満 人 担水準0.0以上0.15未満 人 担水準0.0以上0.1未満 人 人 負担水準0.0以上0.1未満 人 人 負担水準0.0以上0.1未満 人 人 人 4 0 0									□□域後
地 農 負担水準0.2以上0.25未満 3 9 0 負担水準0.15以上0.2未満 4 0 0 入 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0	- +	 							
地 負担水準0.15以上0.2未満 4 0 0 0 入 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 0 市 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0 0									参
地 人 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 地 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0									/
th 負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0									地
									
┃ ゚の ┃負担水準0.05未満								負担水準0.05未満	
計 4 4 0 155 160 5, 453, 146 1, 410, 251	1, 410, 251 351	1 410 251	5 453 146	160	155				l °



第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区 分	⁄亍	番	口.	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
	Ľ N	11	笛	ク	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	1, 340	24	798	³⁹ 24, 128, 802	13, 860, 688	69	2,517
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	762		348	18, 124, 686			1, 238
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	29		10	,			37
	負担水準0.85以上0.9未満		8		15		6	130, 770	79, 934		19
	負担水準0.8以上0.85未満	_	9		8		4	44, 386			11
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	6		3	,			7
合	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	5		1	8, 090	4, 209		5
	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	2		0	5, 233	2, 476		2
	負担水準0.6以上0.65未満		3		1		0	=, = 0 0	1,005		
	負担水準0.55以上0.6未満		4	0	1		0	508	209		
	負担水準0.5以上0.55未満		5		2		0	,,,,,	2, 947		4
	負担水準0.45以上0.5未満	_	6	_	1		0	2, 852	953		
	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	_	1		0	1, 980	602		
	負担水準0.35以上0.4未満		8		1		1	77, 645			
計	負担水準0.3以上0.35未満		9		0		0	v	0		(
訂	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0		0	ů	Ů		(
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0		0	v	0		(
	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0		0		ů		(
	負担水準0.1以上0.15未満		3	_	0		0	·	v		(
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0		0	Ů	Ů		(
	負担水準0.05未満	6	5	0	0		0	0	0		(
	計	6	6	0	2, 174	<i>*</i>	1, 171	43, 181, 368	[†] 26, 505, 936	世	3, 843
第 63	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	807	そ	1,830	^t 120, 766	⁵ 120, 766		3, 83

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	7 8 5 6

第56表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 東京都

 市 町 村 名
 八王子市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		_				宅 力	地 等	農地	土地計	家屋	課税標	票 準 (A)
		地	目 等	特 例	行番号	宅 地	その他	展 地	土地計	多	の特例	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区	分			率	11 笛 ケ							ち特例)
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
課法			評 価 額	. , .	0 1 0	12	22	32	42	52	62	64 65
hh	法	第9項(日本放送協会)	課税標準額	1/2	0 2 0				0			
税第	124		評価額		0 3 0							
7	第	Mr. a or T. / P. J. ET> J. TT Mr. BB 7/4 M/4 M/1	課税標準額	1/3	0 4 0							
標 7 標 0	Ж	第10項(日本原子力研究開発機構)	評価額	2/3	0 5 0							
2	-		課税標準額	2/3	0 6 0						/	
準 条	7	第11項(登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0				0			
		WILX (TEN UN) VION 4)	課税標準額	1/2	0 8 0				0			
の 第	0		評価額	1/3	0 9 0				0			
作 坛		第21項 (農業・食品産業技術総合研究機 第) 構)	課税標準額		1 0 0				0			
特 2	2	1 4)	評 価 額 課税標準額	1/6	1 1 0				0			
例項			評価額		1 3 0				0			
1 7 項	条	第22項(新関西国際空港㈱)	課税標準額	1/2	1 4 0				0			
にか		# 00 75 / I= III II I= (II \	評価額	0 /5	1 5 0							
	第	第23項(信用協同組合等)	課税標準額	3/5	1 6 0					459, 018	/	
ょっ		第25項(中部国際空港㈱)	評価額	1/2	1 7 0				0			
~	2	WAR ALLEND	課税標準額	1/2	1 8 0				0			
n -	2	第27項(家庭的保育事業)	評価額	-	1 9 0							
書	TH.		課税標準額		2 0 0					6, 307	1	3
減	項	第28項(居宅訪問型保育事業)	評 価 額 課税標準額	-	2 1 0 2 2 0						1	3
の			評 価 額		2 3 0						1	3
額	か	第29項(事業所内保育事業)	課税標準額	_	2 4 0					4, 078	1	3
規			評価額	. /0	2 5 0				0			
と 定	2	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2	2 6 0				0			
			評 価 額	1/3	2 7 0							
なに	۲	 第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額	1/3	2 8 0							
		2005 全] 竹 子以附列 几两 元[双悟]	評価額	2/3	2 9 0							
るよ	書		課税標準額	_, 0	3 0 0							
		第33項(世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				0			
額る、	. Fam a	当無海の性間を(よっぷナナ性間)(c)(7)」)	課税標準額	杜加泰	3 2 0				0			

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1	2 5 6
_	

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	ul. H	s kritin	ri de		宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 <u>(A)</u>
	地 目	等	特例	┃ 行番号	宅 地	その他	A 70			の 特 例 率 (B)
区分		_	率							(わがまち特例)
るに課3法 法	T., _,	$\overline{}$		9 ! !	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
よ税の第第	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3	評 価 額	2/3	3 3 0				0		
り標規7 7 0 減準定0 0 0	第1項 (同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額	2/3	3 4 0				0		
	えて適用される場合	評 価 額		3 5 0				0		
と特よ条 の	を含む)の適用を受 第2項 ^{けるものに限る)}	課税標準額	1/3	3 6 0				0		
額な例るの 3 額計に代失災の法	772 7									
画対わし等 4 第 税 するたにの 7 税 る家家よ 2 0	 減額分に相当する課税標	進額	1/2	3 7 0						
の 都屋屋り (2) 減市等に減震条	DANGE THE TOTAL PROPERTY.		減額							
な例るの法法		評価額		3 8 0				0		
に課2附	(亚出90年能士地雷)2万万	課税標準額	2/3	3 9 0				0		
に 課題 に は の 関期 条の の 表の に より 減準定 1 2 1 2 1 3 3 4 4 4 5 6 6 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	(平成28年熊本地震に係る 被災住宅用地等)	評 価 額		4 0 0				0		
額のに6 6		課税標準額	1/3	4 1 0				0		
額と特よ条		W D W W		l i i v						
税す替に8の附 のる家保年2則 減都屋る熊へ第	減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	4 2 0						
額市等被本平1			似領							
な例るの法法		評価額	2 /2	4 3 0				0		
よ税の則条帆	(平成30年7月豪雨に係る	課税標準額	2/3	4 4 0				0		
るり標規第 の第 減準定1 3 1	被災住宅用地等)	評価額		4 5 0				0		
額のに 6 額と特よ条		課税標準額	1/3	4 6 0				0		
画対代雨3条法 税す替に0の附		<u> </u>								
のる家係年3則減都屋る7〜第	減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	4 7 0						
額市等被月平1) 計に災豪成6			PANA							
な例るの法 法 に課4附		評価額	2/3	4 8 0				0		
よ税の則 条帆	(令和2年7月豪雨に係る 被災住宅用地等) 評	課税標準額	4/3	4 9 0				0		
るり標規第 の 減準定 1 4 1		評 価 額	1 /0	5 0 0				0		
額のに 6 額と特よ条		課税標準額	1/3	5 1 0				0		
	(わがまた時間) (6) (7) 」)	7 01 7 14	4+ /r.i -t-	た 冬 個 で 割り	▮ 記している担合は焼傷	Ⅰ 前索を1五〕 制空〕	」 ていない担合は「_	レカオカナステレ	したがって (1)~(うが「ロ」の担合にお

地	地方公共団体コード											
1	3	2	0	1	2	7 5	8 7					

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 東京都

 市 町 村 名
 八王子市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			- 66	41.		宅	地 等	農地	土地計	家屋	課税	票 準 (A)
		地「	等	特 例	行番号	宅 地	その他	反 垣			の特例	列 率 (B)
区	分			率	11 1 1						(わがま	ミち特例)
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
に法附			評価額		0 1 0	12	22	32	42	52	62	64 65
則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	課税標準額	1/2	0 2 0						\leftarrow	
第 1	3/4-	<u> </u>	評 価 額		0 3 0				0			
よ 5	法	第9項 (並1)任米線に係る議交固定資産)	課税標準額	1/2	0 4 0				0			
条、			評価額		0 5 0				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
法		第13項 (PFI公共施設)	課税標準額	1/2	0 6 0							
附 り則	附	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域	評価額		0 7 0							
第		第14項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	課税標準額		0 8 0						-	-
1 5		(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額		0 9 0							
条	則	適用分)	課税標準額		1 0 0						-	-
減の 2	7/1	第15項 (都市鉄道施設)	評価額	2/3	1 1 0							
又 は		77 TO A CHAIN SINCE NEW A.	課税標準額	2, 0	1 2 0							
法			評価額	1/2	1 3 0				0			
額附則	第	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	課税標準額		1 4 0				0			
第		(手) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	評価額	3/5	1 5 0				0			
1 5			課税標準額 評 価 額		1 6 0 1 7 0				0			
と条	1	第17項 (鉄道再構築事業)	課税標準額	1/4	1 8 0							
の 3			評価額		1 9 0				0			
0)		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	課税標準額	1/2	2 0 0				0			
規な定	_		評価額		2 1 0							
に	5	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/2	2 2 0							
よる		第20項 (国際戦略後得等の何さはさん) 設等)	評価額	0 / 2	2 3 0							
課			課税標準額	2/3	2 4 0							
る税標	条	第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	2 5 0							
準			課税標準額	2/0	2 6 0							
の 特		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施	評 価 額	2/3	2 7 0							
額例	/ F≅m -		課税標準額		2 8 0	完している 坦 合は性	例索を入力 割完]	ていない堪合け「-	-」 た 入力 オストレ	」たがって (1)~		

1 3 2 0 1 2 ⁷ 8 5 7	州	方分	〉 共 🛭	引体:	コー	ド	表番	争号
	1	3	2	0	1	2	7 5	8 7

					1	1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
	. 分		地 目	等	特例率	行番号	宅 地	地 等	農地	土 地 計	家屋	課 税 標 準 <u>(A</u> の 特 例 率(B (わがまち特例)
							(千円	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
の法 附 則		設定し	中間管理機構に賃借権を た農地)(存続期間10年	評 価 額	1/2	2 9 0	12	22	32	42	52	62
特第	法	第31項 以上)		課税標準額		3 0 0				0		
5 条 例、		(長地	円間管埋機構に質惜権を た農地)(存続期間15年	評価額	1/2	3 1 0				0		
法	附	以上)		課税標準額		3 2 0				0		
附 に則 第	N13	第32項 (市民	緑地)	評価額課税標準額	_	3 3 0 3 4 0				0		
1	н.,	4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	・移住等環境整備推進法 ・	評価額		3 5 0				0		
よ 条 の	則	第33項 (帰還人)		課税標準額	1/3	3 6 0				0		
2 り又				評 価 額	2/3	3 7 0				0		
は 法	第	第34項 (地域	福利増進事業)	課税標準額	2/0	3 8 0				0		
減削則				評価額	3/4	3 9 0				0		
第 1 額 5	1			課税標準額		4 0 0				0		
条	1	第37項 (浸水	被害軽減地区)	評価額課税標準額	-	4 1 0 4 2 0		<u> </u>		0		
と3				評価額		4 3 0				0		
の規	5	第38項 (滞在	快適性等向上施設)	課税標準額	_	4 4 0				0		
な定に		炼 40 蛋 / 哈尔		評 価 額		4 5 0				0		
よ る ま	条	第42項 (貯留		課税標準額		4 6 0				0		
税標		第45項 (道路	運送高度化事業)	評 価 額	1/3	4 7 0				0		
額準			(1) パナナ 牡 (2) (2) (3) (7) (1)	課税標準額		4 8 0			~, &, , H); [0		(5) 25 (0) (0) (1)

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

	表番号						
1	3	2	0	1	2	7 5	8

 都 道 府 県 名
 東京都

 市 町 村 名
 八王子市

							_		(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)
× ×	. 分	<u> </u>		地	目 等	特例率	行:	番 号	宅 地	地等その他		地	土 地 計	家屋	(わがま	列 率 (B) ミち特例)
減第法	法	1			$\overline{}$		9	=	(千円	(千)	円) 32	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
1 附 5 則 条第 額の1	所 則 第 2 1		(法附則	道・四国に係る特例) 第15条の3の適用のあるも	評 価 額	1/2	0	1 0					0			
35条、法記	5 条 の		のを除く)	課税標準額		0	2 0					0			
より	法 附	第1項	(旅客会 (法附則	社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特	評 価 額	3/5	0	3 0		1, 866, 1	69		1, 866, 169			
課税 標 条 の	則 第 1	701 X	例に係る	ものを除く)	課税標準額		0	4 0		1, 133, 9	29		1, 133, 929	14, 219)	
単の2 る特又 例は	5 条	第1項	(旅客会 (法附則	社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特	評 価 額	3/10	0	5 0					0			
に法 よ附 額り則	の 3		例に係る	ものに限る)	課税標準額		0	6 0					0			
額	税固に 等定対 の資す	術修 1 公実 1 演演 会 施芸改の	5 附 条則	減額分に相当する課税	总標準額	1/3 減額	0	7 0								
則 6 第年	による.	第3項	旧法附具	川第15条第32項	評 価 額	_	0	8 0	54, 54	5			54, 545			
9 正 条法		77 0 7	(特定事	事業所内保育施設)	課税標準額		0	9 0	33, 29	01			33, 291	26, 597	1	3
ŕ	の 改正 泊法		(立地記	川第15条第37項 秀導促進施設)	評 価 額	2/3	1	0 0					0			
1 年	4 の F規	第3項	(協定有	有効期間 5 年以上)	課税標準額		1	1 0					0			
Ī	女定 Eに 去よ			川第15条第37項 秀導促進施設)	評 価 額	2/3	1	2 0					0			
下 条具	付る		(協定有	有効期間10年以上)	課税標準額		1	3 0					0			
則 3 第 年		第2項	旧法附具	川第15条第20項 失道利便増進施設)	評 価 額	2/3	1	4 0					//			
7 正 条法	の規令定り改		(月1111五	人 但 小 以 行 处 他 以 /	課税標準額		1									
f 和	予正 泊法	第3項	旧法附具	川第15条第21項 大学校舎)	評価額	1/2		6 0					//			
1 年	2 の F規 女定				課税標準額		1									
I 治	Eに 去よ	第5項	(認定記	川第15条第40項 秀導事業) 央定型地方税制特例措置	評価額	_	1	8 0					//			
下 条具	ける Ulも		(わがき	まち特例) 適用分)	課税標準額		1		(c) 7 H A M		タレスいかい押		1 + 1 + + 7 > h		-	-

地方公共因	団体コー	ド	表番	番号
1 3 2	0 1	2	7 5	8
				$\overline{}$

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分		目 等	特例率	行番号	宅地	せ 等 の 他	農地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
改る改 正も正 法の法 ※附平の	第2項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評 価 額 課税標準額	1/2	9 2 0 0 2 1 0	12 (千円)	22 (千円)	32 (千円)	42 (千円)	52 (千円)	(A) (B)
条 附 則 第 2 1 6 7 年 よ 2 1 7 年 よ 3 7 年 よ 4 7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	旧法附則第15条第27項 第3項 (指定会社等の特定用途港湾施 設)	評 価 額課税標準額	1/2	2 2 0 2 3 0				0		
平改 成正 2 3 法	第4項 旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額 課税標準額	1/3	2 4 0 2 5 0						
s 年規 改規 正定	第5項 旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評 価 額課税標準額	1/3	2 6 0 2 7 0						
法 _に 附よ	旧法第349条の3第33項 第6項 (郵便貯金・簡易生命保険管理 機構)	評 価 額 課税標準額	1/2	2 8 0 2 9 0						
第 5 9 も 条 の	旧法附則第15条第35項 第10項 (指定特定重要港湾に係る港湾 施設)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 0 0 3 1 0						
則 2 よ 改 第 年 も ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評 価 額課税標準額	1/2	3 2 0 3 3 0						
1 0 4 4 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 5 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 4 0 3 5 0						

地	方グ	〉共日	体:	ュー	ド	表都	争号
1	3	2	0	1	2	7 5	8 8
_							$\overline{}$

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	\	地!	目 等	特例率	行番号	宅地	せ 等 の 他	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
	_					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
改改 正 正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	9 3 6 0	12	22	32	42	52	62 64 65
め 法規			課税標準額		3 7 0						
定附に		旧法第349条の3第26項	評 価 額	1/2	3 8 0						
よりる	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	3 9 0						
第の		旧法第349条の3第27項	評 価 額	1/2	4 0 0						
平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	4 1 0						
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/2	4 2 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 3 0						
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	4 4 0						
男年。法 改	NI I K	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/ 0	4 5 0						
1 0 0 法平定	第5項	旧法第349条の3第40項	評 価 額	1/6	4 6 0						
条附成に	310.8	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/ 0	4 7 0						
年改 正 改法		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/3	4 8 0						
正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/0	4 9 0						
业 規 法定		旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	5 0 0						
所 よ	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/0	5 1 0						
則る to	3,0.8	旧法第349条の3第30項	評 価 額	1/3	5 2 0						
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/0	5 3 0						
平 1 8 成		旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	5 4 0						
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1, 0	5 5 0						
第則年の第 第改平 2 1 正成	に正	旧法附則第15条第19項	評価額	1/2	5 6 0				(
3 法 ₁ 項条附 0	るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額		5 7 0				()	

地方:	公共団体	コード	表番	:号
1 3	2 0	1 2	7 5	8

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

								(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
区	分		地	目 等	特例率	行	番号	宅 地	せ 等 の 他	農地	土地計	家屋	課 税 標 の 特 例 (わがま ^は	率 (B)
								(千円)			(千円	(千円)	(A)	(B)
平改成正				評価額	1/3	9 5	8 0	12	22	32	42	52	62	14
		旧法第349条 (農業・生物	の3第27項 7系特定産業事業研究機	課税標準額		5	9 0							
7 法 年		構)		評価額	1/6	6	0 0							
サのし				課税標準額	1/6	6	1 0							
世 規 正 規		旧法第349条	の 3 第30項	評価額	1/6	6	2 0							
	第3項	(日本電気計	·器検定所)	課税標準額	1/6	6	3 0							
附に		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	4 0							
		(日本消防検	定協会)	課税標準額	1/0	6	5 0							
則よ		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	6 0							
第る		(小型船舶検	査機構)	課税標準額	1/0	6	7 0							
1 2 &		旧法第349条	の3第33項	評価額	1/6	6	8 0							
条の		(軽自動車検	(査協会)	課税標準額	1/0	6	9 0							
		合	計	評価額		7	0 0	54, 545	1, 866, 169	0	1, 920, 71	4		
		П	БI	課税標準額		7	1 0	33, 291	1, 133, 929	0	1, 167, 22	510, 219		
	第条第 7の3		市街化区域農地としての評	平価額		7	2 0					0		
	項5		徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7	3 0					0		
	第条第		市街化区域農地としての評	平価額		7	4 0					0		
	項 5		徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7	5 0					0		
7	第条 項 1 の	第法	市街化区域農地としての評	平価額		7	6 0					0		
		9 則	減額分に相当する課税標準	進額	\bigvee	7	7 0					0		
7		第条第法 1の2附 市街化区域農地としての評価額			7	8 0					0			
		9 則	減額分に相当する課税標準	基額		7	9 0					0		

1 3 2 0 1 2 ⁷ 8 5 8	地	方公	、共区]体:	ュー	ド	表看	番号
	1	3	2	0	1	2	7 5	8 8

						(1)			(2)			(3)			(4)		(5	5)	(6)	(7)
	地目等	特			5	宅	地	地 そ	等 : の	他	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	豊	地	土	地	計	家	屋		標 準 <u>(A)</u>
区分		例率	行	番号		L			. • • • •											例 率(B) まち特例)
							(千円)			(千円)			(千円)			(千円)		(千円)	(A)	(B)
る 特例 が 家 を を を を を を を を を は ば く で の に と な の に を に と な の に を ら に と は り に り に し ば し ば し ば し ば し ば し ば し ば し ば し ば し	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	0 0	12			22			32			42		0	52		62	64 65
置係及な除項 5 法 るでででは課条 のをは、条 例屋土外税第 措に地と免 6 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	1 0												0				
置係及な除項 5 法 るびで (条) 特家 た 域 課 条) 例 屋 土 外 税 第) 措 に 地 と 免 8 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	2 0												0				
特用る大項 5 法 例地 災災 東 東 間 (東 東 第 里	減額分に相当する課税標準額		8	3 0												0				
例地代に日15法 措に替よ本06 間 ((((((((((((((((((減額分に相当する課税標準額		8	4 0												0				
置係代に日15法 る替よ本 ¹⁶ 附 特家ろ大項。	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	5 0														3, 288		
特家る大項 条則 例屋被震(措に災災東第第	POUR JA CETH II A TO WATHING THE	1/3 減額	8	6 0		_														

地方公共因	団体コー	ド	表番	爭号
1 3 2	0 1	2	7 5	8
-				

都道府県名	東京都
市町村名	八王子市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地 目 等	特例率	行番号	宅 地 (千円)	也 等 そ の 他 (千円)	農地(千円)	土地計	水 座	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例) (A) (B)
措宅に域内 (条	減額分に相当する課税標準額		8 7 0	12	22	32	42	52	62 64 65
のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 8 0					3, 837	
置 (機能力に当りる味性保証を	1/3 減額	8 9 0						

地方公共団体コード	表番号
1 3 2 0 1 2	⁷ 5 9 8

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
		D	11	田	7	(人)		$(+m^2)$		(千円)	(筆)
	小	負担水準1.0以上	9 0	1	0	23, 561	24	4, 295	³⁹ 229, 031, 837	⁵⁴ 76, 343, 938	32, 7 ⁸⁰
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	87, 205		18, 844	1, 498, 218, 676		122, 068
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3		2, 501		650			3, 360
	/90	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	127		32	3, 221, 810	1, 005, 356	178
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5		35		6		150, 848	51
	15	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	110		17	1, 631, 492	452, 540	122
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	6		1	100, 812	25, 737	10
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	33		4	529, 172	131, 033	33
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	11		1	81, 479	18, 435	16
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	2		1	55, 662	11,645	6
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	3		1	43, 689		4
	/11	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	57		9	1, 119, 311	197, 230	78
	抽	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0						
	715	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
	Į.	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	2	-	0						
	\sim	負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	113, 651		23, 861	[~] 1, 811, 692, 240		158, 645
		負担水準1.0以上	2	_		440		252	17, 060, 561	5, 686, 854	1,000
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	=	-	1, 712		1,864	168, 199, 738		4, 899
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	94		176	, ,		263
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	-	0	12		13	1, 202, 069	374, 200	26
	1.44.	負担水準0.8以上0.85未満	2	7							
	模	負担水準0.75以上0.8未満		8							
Life	Δ.	負担水準0.7以上0.75未満	2			4		1	89, 772	22, 675	6
地	任	負担水準0.65以上0.7未満		0							
	, 	負担水準0.6以上0.65未満	3		0						
	宅	負担水準0.55以上0.6未満		2	0				1 044 050	014 451	
	ш	負担水準0.5以上0.55未満	3			1		3	1, 644, 250		1
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3		0	2		3	353, 026	61, 784	26
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3								
	<i>-</i> []	負担水準0.35以上0.4未満 - 毎日水準0.2以上0.35主港	3	6 7	-						
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		8	0		1				
		負担水準0.2以上0.25未満		9	0		 				
	法	負担水準0.15以上0.25木綱 負担水準0.15以上0.2未満	4	-	0		1				
		負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	4		0		 				
		負担水準0.05未満	4								
	$\overline{}$	計	1	J	0				² 203, 164, 808	[†] x 67, 363, 502	6, 221
			4	4		2, 265		2,312			

地方	公共団体コード	表番号
1 3	2 0 1 2	⁷ 5 9 8

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
		区分	一行	番	뮸	納税義務者		積。	決定価格	課税標準額	筆 数
			1,1			(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	_	負担水準1.0以上	94	5	0	5, 940	24	783	³⁹ 36, 356, 663	⁵⁴ 24, 237, 776	69 9, 436
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	22, 189		2, 322	161, 490, 493	107, 660, 315	33, 437
	ńЛι	負担水準0.9以上0.95未満	4	_	_	759		70	7, 794, 405		1,017
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	52		4	244, 124	152, 700	72
		負担水準0.8以上0.85未満	4		0	10		2	147, 783	84, 966	17
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5		0	20		1	75, 437	42, 261	27
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	6		0	4, 983	2, 535	
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	3		0	4, 024	1, 894	6
		負担水準0.6以上0.65未満	5		0	3		0	16, 344	7, 591	4
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0				·		6
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0						
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	1		0	4, 752	1, 723	1
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0						
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0						
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0						
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0						
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0						
	\smile	負担水準0.05未満	6	5							
		計	6	6	0	28, 983		3, 182	206, 139, 008	th 137, 347, 139	44, 023
		負担水準1.0以上	6	7	0	99		25	1, 274, 889	849, 926	213
		負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	298		59	4, 709, 083		765
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	11		5	493, 532	324, 403	89
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	3		0	28, 046	17, 367	3
	月又	負担水準0.8以上0.85未満	7	-	0				,	,	
	/	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0						
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0						
地		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0						
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0						
		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0						
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0						
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0						
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0						
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0						
		負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0						
	` `	負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0						
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3							
	14	負担水準0.15以上0.2未満	8								
	1	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0						
		<u></u>	8	8	0	411		89	^{‡2} 6, 505, 550	Ø 4 991 004	1 070
	1	訂	Ö	Ō	U	411		89	0, 505, 550	4, 331, 084	1,070

地	方々]共2	団体	コー	・ド	表番	子
1	3	2	0	1	2	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 東京都

 市町村名
 八王子市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>		ш	,,	(人)	(千㎡)		(千円)	(筆)
	商業	負担水準0.7超	90	1	0	1, 017	396	³⁹ 18, 551, 226	12, 985, 858 °	2, 194
	tot.	負担水準0.65以上0.7以下	0	2		4, 463	1, 558	122, 423, 140		8, 656
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3		1, 588	470	, ,		2, 568
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	388	136	, ,		636
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	20	4	,	127, 379	34
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	13	5	333, 999	177, 848	20
	/ '	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0					
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0					
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9						
l	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0					
	抴	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0					
宅	.	負担水準0.15以上0.2未満 2.15以上0.2未満	1	2	0					
	, m	負担水準0.1以上0.15未満 2.100mm	1	3						
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
	人	負担水準0.05未満	1	5	0				<i>a</i>)	
)	計	1	6	0	7, 489	2, 569			14, 108
	商	負担水準0.7超	1	7	0	327	295	14, 315, 758		835
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	1, 378	1, 856	136, 144, 082	92, 236, 588	4, 310
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1		0	700	1, 440	145, 795, 283		1, 638
	等	負担水準0.55以上0.6未満	2	0		245	1, 295	151, 251, 024	90, 726, 058	540
	41	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	6	30	, ,	1, 321, 289	9
		負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	7	64	, ,		16
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3		1	1	66, 952		
地	1—	負担水準0.35以上0.4未満 5.11	2	4	0	2	29		652, 799	100
	宅	負担水準0.3以上0.35未満 免担水準0.05以上0.32未満	2	5	0	3	16	2, 352, 766	903, 170	108
	用	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	2	6 7	0					
	1.1	負担水準0.15以上0.25未満	2	8						
		負担水準0.1以上0.15未満			0					
	.>/	負担水準0.05以上0.1未満	3							
	法	負担水準0.05未満	3		0					
	人							د	lŦ.	
)	計	3	2	0	2, 669	5, 026	³ 456, 750, 723	289, 119, 417	7, 460
	160行及	なび320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0					
	160行及	なび320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	4	0					



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		•		-	-	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	商業	負担水準0.70	93	5	0	68	17	³⁹ 867, 940	607, 558	80 87
"	地	負担水準0.69以上0.70未満	3	6	0	1, 794	663	37, 152, 822	25, 808, 698	3, 607
地	築	負担水準0.68以上0.69未満	3	7	0	920	303	25, 488, 693	17, 463, 949	1,686
	,,	負担水準0.67以上0.68未満	3	8	0	719	219	20, 005, 759		1, 216
	非	負担水準0.66以上0.67未満	3	9	0	681	168		11, 717, 126	1,024
	住	負担水準0.65以上0.66未満	4	0	0	629	188		13, 942, 365	1,036
Æ,	宝	負担水準0.64以上0.65未満	4	1	0	505	138			825
負	用用	負担水準0.63以上0.64未満	4	2	0	422	109			621
	,	負担水準0.62以上0.63未満	4			313	105		8, 906, 924	475
担	地	負担水準0.61以上0.62未満	4		0	278	71	9, 984, 815		384
		負担水準0.60超0.61未満	4	5	0	174	47			263
水	値	負担水準0.60			0			, ,		
進		計	4	7	0	6, 503	2, 028	187, 064, 479	123, 727, 901	11, 224
· ·	商	負担水準0.70	4	8	0	24	20	1, 056, 020	739, 214	32
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4	9	0	604	798	41, 141, 544	28, 579, 075	1, 796
	地	負担水準0.68以上0.69未満	5	0	0	320	340	25, 775, 166	17, 674, 672	818
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5	1	0	254	239	20, 498, 061	13, 823, 654	622
	$\overline{}$	負担水準0.66以上0.67未満	5	2	0	261	220			538
(非	負担水準0.65以上0.66未満	5	3	0	257	239			504
′	住	負担水準0.64以上0.65未満	5	4	0	271	278	36, 592, 075		543
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5	5	0	187	353			329
0	用	負担水準0.62以上0.63未満	5	6	0	165	271	30, 356, 885		304
. 7	地	負担水準0.61以上0.62未満	5	7	0	139	374		17, 760, 796	270
1	•	負担水準0.60超0.61未満	5	8	0	80	164			192
	法	負担水準0.60	5		0			Í	ĺ í	
	人	計	6	0	0	2, 562	3, 296	281, 939, 365	183, 825, 052	5, 948



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	商	負担水準0.59以上0.60未満	⁹ 6	1	0	153	52	20	E4	60 90
宅	業	負担水準0.58以上0.59未満	6	2	0	103	26	4, 387, 513	2, 632, 507	158
		負担水準0.57以上0.58未満	6	3		86				122
地	築	負担水準0.56以上0.57未満	6	4		55	23	2, 577, 238	1, 546, 343	98
715	.,	負担水準0.55以上0.56未満	6	5	0	13	8	1, 054, 524	632, 715	19
		負担水準0.54以上0.55未満	6	6	0	16	3			27
$\overline{}$	非	負担水準0.53以上0.54未満		7	0	3	0	32, 294	18, 861	6
	住	負担水準0.52以上0.53未満	6		0					
<i>t</i> .	宅	負担水準0.51以上0.52未満	6	9	0	1	1	9, 222	5, 243	1
負	_	負担水準0.50以上0.51未満	7	0	0			100.001	20.050	
		負担水準0. 49以上0. 50未満	7	1	0	4	2	128, 034	69, 378	4
担	地	負担水準0.48以上0.49未満	7	2	0	3	1	96, 929		6
-		負担水準0.47以上0.48未満	7	3	0	4	1	78, 049	41, 109	б
	個	負担水準0.46以上0.47未満	7	4	0	0	1	20.007	15 710	4
水	, IIEI	負担水準0.45超0.46未満 - 5.20 45	7	5 6	0	2	1	30, 987	15, 718	4
	人	負担水準0.45		6	_					
準		計	7	7	0	443	145			
	商	負担水準0.59以上0.60未満	7	8	0	118		, ,		270
0	業	負担水準0.58以上0.59未満	7	9	0	70				113
0		負担水準0.57以上0.58未満 2010年1月1日 1010年1日 1010年1	8	0	0	51	303		28, 142, 017	102
1 :		負担水準0.56以上0.57未満	8	1	0	24	92			40
4 5	等	負担水準0.55以上0.56未満	8	2	0	10		, ,		15
Э	$\overline{}$	負担水準0.54以上0.55未満	8	3		4	16			7
	非	負担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.52以上0.53未満	8	4	0	1	14	1, 381, 899	813, 660	1
5	住	負担水準0.52以上0.55未満 負担水準0.51以上0.52未満		5 6	0	1	0	10, 930	6, 127	1
		負担水準0.50以上0.51未満	8	7		1	0	10, 930	0, 127	1
		負担水準0.49以上0.50未満	8	8	0	9	6	330, 975	181, 267	9
0	用	負担水準0. 48以上0. 49未満	8	9	0	2	1	90, 532		4
	地	負担水準0.47以上0.48未満	9	0	0	4	57	,		10
6		負担水準0.46以上0.47未満	9	1	0	1	01	2, 000, 000	1, 100, 020	10
1	法	負担水準0. 45超0. 46未満	9	2	0					
$\overline{}$	人	負担水準0.45	9	3						
		計·	9	4	0	287	1, 389	156, 594, 884	93, 685, 973	565

地方公共	共団体コード	表番号
1 3	2 0 1 2	⁷ 6 1 ⁸

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	문	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			11	ш	<i>'</i> J	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	÷	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 ()	1	0	30, 040	5, 355	³⁹ 283, 723, 950	107, 118, 494	43, 368
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		2		1, 344	691	32, 866, 984	23, 006, 888	3, 029
掛	1	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3		8, 129	5, 324	469, 003, 844	307, 552, 953	17, 172
	-	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		115, 955	25, 669	2, 126, 818, 464	813, 944, 230	167, 958
計	-	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
н		計	0	6	0	155, 468			[‡] 1, 251, 622, 565	
	宅	負担水準0.7超		7	_	1, 203	424	13, 334, 508	9, 334, 155	2, 097
		負担水準0.65以上0.7以下		8	0	3, 873	1, 299	69, 301, 157		6, 870
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	1, 048	339			1, 660
	比	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	365	119	, ,	7, 781, 428	572
	ᄱ	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	7	2		97, 286 30, 637	17
	準	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	1	2	0	5 5	9	59, 011 42, 045	20, 095	17
	+:	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	θ	9	42, 043	20, 093	11
そ	1	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	2	1	9,762	3, 507	9
	地	負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	1	0		11, 222	1
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	1	Ŭ	00,001	11, 222	1
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0					
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0					
	1	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
	人	負担水準0.05未満	2	1	0					
の		計	2	2	0	6, 509	2, 194		86, 467, 515	
0)	<i>→</i>	負担水準0.7超		3		200	488	11, 284, 724	7, 899, 306	
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4		521	820	, ,	19, 374, 350	2, 206
	地	負担水準0.6以上0.65未満		5		219	668	32, 542, 874	20, 271, 442	1, 934
	LL	負担水準0.55以上0.6未満	2	6	0	67	221	14, 288, 868	7, 704, 987	405
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2		0	5	2	,	201, 195	9
	準	負担水準0.45以上0.5未満		8	0	6	9	,	80, 368	11 249
		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満		9	0	3	605 23	2, 482, 596 114, 398	1, 181, 510 47, 920	249
1.14	土	負担水準0.3以上0.35未満 1		1	0	2	16		36, 820	6
他	地	負担水準0.25以上0.3未満		2		<u> </u>	10	90, 022	30, 620	U
		負担水準0.2以上0.25未満		3		1	0	10	3	1
		負担水準0.15以上0.2未満	3		0	1		10	3	1
	法	負担水準0.1以上0.15未満		5	0					
		負担水準0.05以上0.1未満		6	0					
	人	負担水準0.05未満		7	-					
		計	3	8	0	1, 025	2, 852	90, 014, 852	56, 797, 901	5, 507

地方	公共団体コード	表番号
1 3	2 0 1 2	⁷ 6 1 1 8

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)	(3	3)	(4)		(5)
		区 分	/年	番	Π.	納税義務	务者	地積	決定	価 格	課税標準額	筆	数
		区	11	甾	75	(人)	(千m²)		(千円)	(千円)		(筆)
		負担水準1.0以上	3	9	0	12	621	1, 57	, 39	58, 976	⁵⁴ 58, 976	69	1, 390
,	جيار	負担水準0.95以上1.0未満	4	0	0				†				
1	毛以	負担水準0.9以上0.95未満	4	1	0								
		負担水準0.85以上0.9未満	4	2	0		1)	0	0		1
		負担水準0.8以上0.85未満	4	3	0								
t		負担水準0.75以上0.8未満	4	4	0								
		負担水準0.7以上0.75未満	4	5	0								
		負担水準0.65以上0.7未満		6	0								
		負担水準0.6以上0.65未満	4		0								
,	_	負担水準0.55以上0.6未満		8									
	σ	負担水準0.5以上0.55未満		9									
		負担水準0.45以上0.5未満	5	0	0								
i		負担水準0.4以上0.45未満	5	1	0								
		負担水準0.35以上0.4未満	5	2	0								
	土土	負担水準0.3以上0.35未満	5	3	0								
		負担水準0.25以上0.3未満	5	4	0								
- [-	土.	負担水準0.2以上0.25未満		5									
		負担水準0.15以上0.2未満	5	6	0								
		負担水準0.1以上0.15未満		7									
į.		負担水準0.05以上0.1未満		8									
		負担水準0.05未満	5	9	0								
		計	6	0	0		622	1, 57		58, 976	· ·		1, 391
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	6	- :	0		, 661	6, 93		782, 926	107, 177, 470		44, 758
合		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		2			, 747	1,60		486, 216			5, 80
		住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上		3			, 790	8, 45		642, 202	416, 387, 930		29, 842
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		116	, 426	26, 67	2, 157,	590, 766	831, 141, 208		169, 269
計		負担水準0.2未満	6	5	0		0)	0	0		(
		計	6	6	0	163	, 624	^t 43, 66	3, 133,	502, 110	1, 394, 946, 957	や	249, 670



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 東京都

 市 町 村 名
 八王子市

						(1)	(2)		(3)	(4)		(5)
		D /	/=	番	П.	納税義務者	地積	決	定価格	課税標準額	筆	数
		区	1 J	畓	万	(人)	(千m²)		(千円)	(千円)		(筆)
そ	宅	負担水準0.70	⁹ 6	7	0	97	24 23	39	812, 209	⁵⁴ 568, 546	69	128
	地	負担水準0.69以上0.70未満		8	0	1, 765			23, 360, 913			3, 111
の	比	負担水準0.68以上0.69未満			0	841	227		2, 489, 930			1, 318
	`##:	負担水準0.67以上0.68未満		0	0	665			2, 425, 700			978
他	準	負担水準0.66以上0.67未満	7		0	541			0, 756, 579			776
	土	負担水準0.65以上0.66未満	7	2		408			9, 455, 826			559
$\overline{}$	地	負担水準0.64以上0.65未満		3		362			.0, 508, 811	6, 777, 540		525
<i>h</i> .	가면	負担水準0.63以上0.64未満	7		0	269			8, 221, 897	5, 222, 779		402
負	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満		5		218			7, 078, 683	4, 427, 716		313
40	個	負担水準0.61以上0.62未満		6	_	211			6, 018, 723			262
担		負担水準0.60超0.61未満		7	_	112	31		3, 270, 789	1, 980, 125		158
-1.0	人	負担水準0.60	7	8	0							
水	_	計	7	9	0	5, 489	1, 638	10	04, 400, 060	69, 189, 185		8, 530
準	宇	負担水準0.70	8	0	0	12		3	94, 447	66, 113		15
	_	負担水準0.69以上0.70未満	8	1	0	298		3	9, 496, 313	6, 600, 739		1, 036
0	地	負担水準0.68以上0.69未満	8	2	0	111	87	7	3, 031, 794	2, 077, 590		372
	比	負担水準0.67以上0.68未満	8	3	0	87	34	ł	1,867,580	1, 261, 030		188
6	淮	負担水準0.66以上0.67未満	8	4	0	95			6, 490, 577	4, 312, 143		273
,	1	負担水準0.65以上0.66未満	8	5	0	72			7, 714, 713	5, 056, 735		322
>	土	負担水準0.64以上0.65未満		6	0	78	158	3	9, 334, 807	6, 020, 125		537
	地	負担水準0.63以上0.64未満		7	0	65			0, 719, 735	6, 538, 564		618
0	_	負担水準0.62以上0.63未満		8		54	173	3	5, 823, 865	3, 634, 571		380
<u> </u>	\(\frac{1}{2}\)	負担水準0.61以上0.62未満		9		42			4, 214, 152	2, 592, 556		326
7	法	負担水準0.60超0.61未満		0	0	29	64		2, 450, 315	1, 485, 626		73
	人	負担水準0.60	9	1	0				•			
	$\overline{}$	計	9	2	0	943	1, 488	8	51, 238, 298	39, 645, 792		4, 140

第61表670行から第61表720行は第61表080行の、第61表730行から第61表780行は第61表090行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	方公	:共団	体:	1 —	ド	表番	号
1	3	2	0	1	2	⁷ 6	28

第62表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 東京都

 市 町 村 名
 八王子市

						(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	
		区	一行	番	문	納税義務者	地		決	定 価 格	課税標準額	筆	数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1,1	ш	.,	(人)		(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
そ	宅	負担水準0.59以上0.60未満	9 ()	1	0	119	24	47	39	5, 178, 640	3, 107, 184	69	1 <mark>80</mark>
7	Life	負担水準0.58以上0.59未満	0	2	0	85		21		2, 643, 913	1, 586, 348		101
	地	負担水準0.57以上0.58未満	0	3	0	91		28		2, 652, 332	1, 591, 399		133
の	比	負担水準0.56以上0.57未満	0	4	0	80		21		2, 382, 443	1, 429, 466		131
	ν	負担水準0.55以上0.56未満		5	0	10		2		111, 719	67, 031		14
他	準	負担水準0.54以上0.55未満	0	6	0	3		1		92, 113	55, 193		9
TE		負担水準0.53以上0.54未満	0	7	0								
	土	負担水準0.52以上0.53未満	0	8	0	5		1		72, 933	42, 093		8
$\overline{}$	1.1	負担水準0.51以上0.52未満		9									
	地	負担水準0.50以上0.51未満	1	0	0								
負		負担水準0.49以上0.50未満	1	1	0	1		0		12	7		2
只		負担水準0.48以上0.49未満	1	2	0	1		0		1, 115	596		2
	個	負担水準0.47以上0.48未満	1	3	0	2		0		34, 604	18, 226		3
担		負担水準0.46以上0.47未満	1	4	0								
	人	負担水準0.45超0.46未満	1	5	0	1		1		23, 280	11, 808		2
水		負担水準0.45	1	6	0								
)	≅ †	1	7	0	398		122		13, 193, 104	7, 909, 351		598
進		負担水準0.59以上0.60未満	1	8	0	38		139		6, 258, 406	3, 397, 089		280
	宅	負担水準0.58以上0.59未満	1	9	0	21		12		1, 141, 553	684, 932		69
	地	負担水準0.57以上0.58未満	2	0	0	11		61		5, 942, 662	3, 055, 218		32
0	地	負担水準0.56以上0.57未満	2	1	0	8		7		715, 834	429, 500		18
1 .	比	負担水準0.55以上0.56未満	2	2	0	4		2		230, 413	138, 248		6
4		負担水準0.54以上0.55未満	2			1		0		60, 601	36, 309		4
5	準	負担水準0.53以上0.54未満	2	4	0	1		0		420	247		2
	4	負担水準0.52以上0.53未満	2	5	0	2		0		33, 520	19, 284		2
5	土	負担水準0.51以上0.52未満	2	6	0								
	地	負担水準0.50以上0.51未満	2	7	0	1		2		262, 599	145, 355		1
	, _	負担水準0.49以上0.50未満	2	8	0	3		3		69, 080	37, 379		4
0	$\overline{}$	負担水準0.48以上0.49未満	2	9	0	3		5		48, 761	26, 053		3
	N.L.	負担水準0.47以上0.48未満	3	0	0	3		1		25, 818	13, 600		3
6	法	負担水準0.46以上0.47未満	3	1	0	1		0		6, 537	3, 336		1
	Į.	負担水準0.45超0.46未満	3	2	0								
$\overline{}$		負担水準0.45		3									
)	計	3	4	0	97		232		14, 796, 204	7, 986, 550		425

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表220行は第61表260行の、第62表230行から第62表270行は第61表270行の、第62表280行から第62表330行は第61表280行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	表番号						
1	3	2	0	1	2	⁷ 6	3

第63表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数	
		<u> </u>	23	11 🖽 🗘	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則	川による(価格の3分の2) 課税がなされたもの	⁹ 0 1 0	12	24	39	54	69	80
-		to the emplet of a constant	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0				 		—
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
般		// 10 = W = # = 1	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
<i>ا</i> بار		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						_
		在 4D 3田 載 3 2 1 0 0 7 5	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
街			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
16	以		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
	外	外 負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
区			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
域			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
-5%			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
農			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
地			負担水準0.05未満	2 1 0						
_			a	2 2 0	<i>ф</i>	٥ (6	0	る	(
	本則	川による課税がなされた		2 3 0						_
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		兵追嗣歪平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
^		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
介		只追溯走平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		只远侧走十1.000	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
在			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
	上		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	以		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
ш	外		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
農		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
		>	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
			負担水準0.05未満	4 3 0						
			計	4 4 0	0	0	0	0		(

	表番号		
1 3 2 0 1 2	⁷ 6	3	

第63表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X	分	行	釆	号	納税義務者	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
			23	11	· H	7	(人)		(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
7	本則	川による課税がなされた	.to	94	5	0	807	24	1,830	39	120, 766	⁵⁴ 120, 766	69	3, 8
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	2		0		0	0		
		貝坦明金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満			0								
-		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満			0								
	ļ	A 四脚正十1:00	負担水準0.8以上0.85未満			0								
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満			0								
	ŀ		負担水準0.7以上0.75未満			0								
段			負担水準0.65以上0.7未満			0								
	,		負担水準0.6以上0.65未満			0								
	上		負担水準0.55以上0.6未満			0								
	記以		負担水準0.5以上0.55未満 免担水準0.45以上0.55未満			0								
	以外		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満			0								
畏	71	負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4 未 満			0								
			負担水準0.3以上0.35未満			0								
			負担水準0.25以上0.3未満			0								
			負担水準0.2以上0.25未満			0								
也			負担水準0.15以上0.2未満			0								
면			負担水準0.1以上0.15未満			0								
			負担水準0.05以上0.1未満			0								
			負担水準0.05未満			0								
r			計			0	809		1,830		120, 766	120, 766		3,
	本則	川による課税がなされた	もの			0	807		1,830		120, 766	120, 766		3,
r		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	2		0		0	0		
			負担水準0.9以上0.95未満	6		-i	0		0		0	0		
	ŀ		負担水準0.85以上0.9未満			0	0		0		0	0		
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満			0	0		0		0	0		
	ŀ					_					0			
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満			0	0		0		0	ů		
	ŀ		負担水準0.7以上0.75未満			0	0		0		0	ů		
1			負担水準0.65以上0.7未満			0	0		0		0	0		
			負担水準0.6以上0.65未満			0	0		0		0	0		
	上		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	0		0		0	0		
	記		負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0	0		0		0	0		
	以		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0	0		0		0	0		
	外		負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0	0		0		0	0		
			負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0	0		0		0	0		
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満			0	0		0		0			
+			負担水準0.25以上0.3未満			0	0		0		0			
			負担水準0.2以上0.25未満			0	0		0		0			
			負担水準0.15以上0.2未満			-	0		0		0	0		
						0					·	-		
			負担水準0.1以上0.15未満			0	0		0		0	0		
			負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0	0		0		0	0		
			4- I I 3// 1 3 1/											
			負担水準0.05未満	8		0	0	ħ	0		0	0		